

平成29年度

台風21号により被災された製造事業者支援
のための「復旧計画書」

募集要領

《お問い合わせ先》

【県内企業】

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課 市場開拓班

TEL: 073-441-2758、FAX: 073-424-1199

【誘致企業】

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業立地課 ものづくり産業立地班

TEL: 073-441-2753、FAX: 073-422-1933

海草振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 073-441-3373、FAX: 073-423-9269

那賀振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0736-61-0014、FAX: 0736-61-1514

伊都振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0736-33-4909、FAX: 0736-33-4931

有田振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0737-64-1286、FAX: 0737-64-1274

日高振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0738-24-2911、FAX: 0738-24-3312

西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0739-26-7910、FAX: 0739-26-7917

東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課

TEL: 0735-21-9604、FAX: 0735-21-9640

平成29年11月

和歌山県

1 趣旨・目的

和歌山県では、平成29年10月の台風21号に伴う災害により被災した企業の事業継続と早期の復旧を支援するため、「和歌山県災害被災事業者支援」を実施することとしており、その復旧補助金の交付を受けるために必要となる「復旧計画書」について募集を開始します。

2 対象事業

台風21号に伴う災害により被災した和歌山県内の事業所であって、建物、機械設備等の復旧に要する対象経費が100万円以上、かつ損壊、流失、浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を事業所の所在地の市町村長から受けているものが対象となります。

①支援対象施設

- (1) 工場 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる製造業の用に供される施設
- (2) 試験研究施設 日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所
- (3) 知事が特に認める施設 本条第1号及び第2号に定める施設以外の施設であり、被災事業者の事業継続に資するものと知事が特に認める施設をいう。

②補助金の算定方法等

- (1) 交付要件 知事の認定を受けた「復旧計画書」（以下「認定計画書」という。）において認められた、投下固定資産額（地方税法第341条に規程する固定資産（土地を除く）等）及び被害を受けた固定資産等の修繕に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）が、100万円以上のものです。
- (2) 算定方法 投下固定資産額等に10%の率を乗じて得た額
- (3) その他 「復旧計画書」の認定を受けてから1年以内に復旧事業に着手し、認定から2年以内に復旧事業を完了することが必要です。

3 復旧計画書提出先及び期限

- (1) 復旧計画書の提出先：支援を希望される方は、原則として、施設等の復旧事業に着手する日までに「復旧計画書」を所管する振興局地域振興部企

画産業課（和歌山市内にあつては県庁企業振興課）へ提出して下さい。なお、現に、復旧事業に着手等している事業者であっても、写真、書類等による確認が可能で、県が適正と認めるものは対象とします。

- ① 復旧計画書（別記第1号様式）
- ② 罹災証明書（市町村長発行）
- ③ 被害状況が確認できる写真
- ④ 復旧費用の証明（見積書の写し）
- ⑤ 税金に未納が無いことの証明書（県税及び市町村税）
- ⑥ 資産台帳（写し）
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 営業案内書（パンフレット等）

（2）提出期限：平成30年1月31日

4 支援事業者等の認定

復旧計画書について、県が内容を審査し認定します。

5 復旧事業着手届

支援事業者は、認定計画に基づいて復旧事業に着手したときは、速やかに復旧事業着手届（別記第3号様式）を所管する振興局地域振興部企画産業課（和歌山市内にあつては県庁企業振興課）へ提出してください。

6 補助金の交付申請

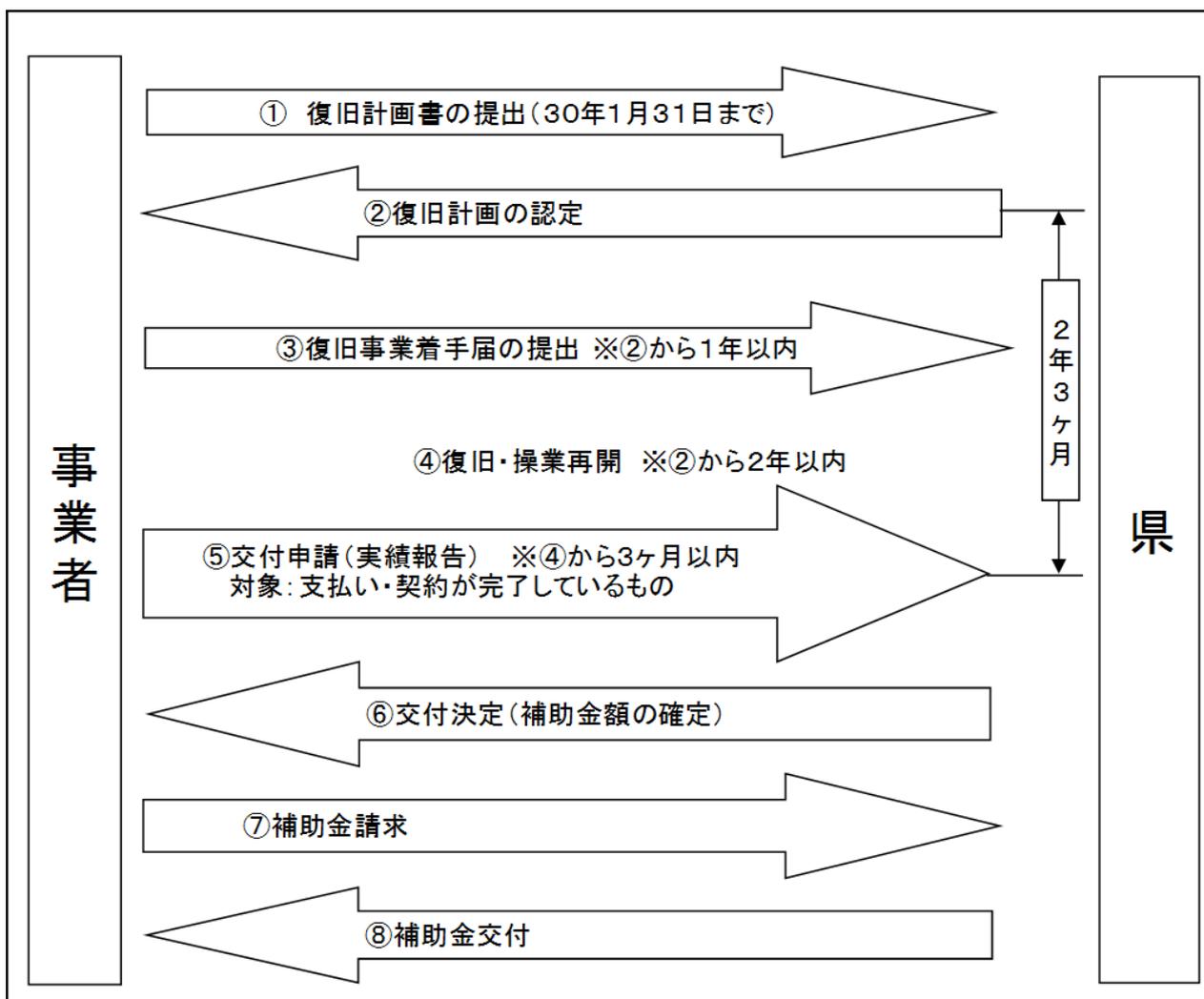
工場等が復旧し操業を開始した日から3か月以内に「復旧補助金交付申請書」（和歌山県補助金等交付規則別記第1号様式（第4条関係））を所管する振興局地域振興部企画産業課（和歌山市内にあつては県庁企業振興課）へ次の書類を添付して提出してください。

- ① 復旧補助金交付申請調書（別記第2号様式）
- ② 復旧費用の証明（領収書及び契約書等の写し）
- ③ 建物及び設備の位置図
- ④ 投下固定資産など事業再開が確認できる写真
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 直近1年間の財務諸表（決算報告書）
- ⑦ 定款
- ⑧ 法人登記事項証明書
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

補助金の交付申請書を受理したときは、認定計画において認められた投下固定資産額等が100万円以上の復旧事業に対し、補助金を交付することについて、その適否を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し補助金の交付を決定し、その旨を通知します。

8 復旧計画認定及び補助金交付の流れとスケジュール



9 留意点

(1) 補助金の返還等について

- ・ 偽り或其他不正な手段により交付決定を受けたときや、工場等の復旧後10年以内に事業を休止し、又は廃止したとき（今後の災害により事業の継続ができなくなった場合又は経営の悪化により倒産した場合を除く。）、は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合が

あります。

- ・認定計画において認められた投下固定資産について、知事の承認を受けないで、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、支援事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は10年を経過した場合は、この限りではありません。

(2) 申請等について

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・交付対象経費の算定にあたっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように十分精査してください。

(3) 申請書類の入手方法について

申請書の様式は県ホームページ「和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課」よりダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/homepage/>

復旧計画書

平成 年 月 日

(和歌山県知事名) 様

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

担当者名

下記のとおり災害復旧を計画していますので関係書類を提出します。

記

1 復旧に要する経費

事業に要する経費	金	円
（うち自己資金	金	円)
（うち借入金	金	円)
（その他	金	円)

2 復旧事業計画 別紙1のとおり

3 企業概要 別紙2のとおり

4 事業完了予定年月日 年 月 日

添付書類

罹災証明書（市町村長発行）

被害状況が確認できる写真

復旧費用の証明（見積書の写し）

税金に未納が無いことの証明書（県税及び市町村税）

資産台帳（写し）

誓約書

営業案内書（パンフレット等）

(別紙1)

復旧事業計画

1 被災状況の概要

2 建物の被災状況

3 設備等の被災状況 (地方税法第341条に規定する償却資産のみ)

名称	台数	被害状況	残存価格 (円)	被害額 (円)
被害額合計 (円)				

※ 被害のあった全ての設備等について記載 (欄が足りない場合は追加するか別葉とする)

被害状況は、流出、修繕不可、修繕可能のいずれかを記載

被害額は、流出及び修繕不可の場合は残存価格の全額、修繕可能の場合修繕費相当額 (税抜き) を記載

4 復旧事業の概要

事業所名		
予定地		
施設等概要	施設等名称	
	延床面積	m ²
敷地面積	m ²	

建物

復旧区分	復旧整備の内容	見積額(円)

※ 復旧区分には、建替、修繕の別を記載

設備 (地方税法第341条に規定する償却資産のみ)

名称	台数	復旧区分	仕様(メーカー・型番等)	見積額(円)
見積額合計(円)				

※ 復旧区分には、修繕、入替、新規の別を記載

(別紙2)

企業概要

平成 年 月 日現在

名 称			
本社(店)の所在地			
資 本 金			
創 業 年 月 日			
設 立 年 月 日			
業種及び主要製品			
過去3カ年の売上高 (百万円)	平成 年度	平成 年度	平成 年度
総 従 業 員 数	正社員 人	非正社員 人	合計 人
主要事業所の概要			
主要取引先			
主要取引金融機関			
関連(協力)企業等			
地球環境の保全、労働環境の向上、地域社会への貢献についての取り組み状況			

誓約書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

印

電話番号

申請者及び申請者の役員が和歌山県災害被災事業者支援基本方針第3条第2項に規定されている以下の要件に該当することを誓約します。

記

- (1) 過去5年以内に重大な法令違反を犯す、あるいは雇用、人権、製品の安全性、地域環境等に重大な問題を惹起する等反社会的行為と見なされる行為を行っていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団でないこと及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (3) 地球環境の保全、労働環境の向上、地域社会への貢献について十分な実績と能力を有すると認められること。
- (4) 安定した雇用機会の創出及び地域経済産業の活性化に寄与すると認められること。

復旧事業着手届

・復旧事業名 平成29年台風21号に伴う被災施設復旧事業

・復旧事業着手日 平成 年 月 日

上記のとおりお届けします。

平成 年 月 日

事業者 住所

氏名

印

和歌山県知事 仁坂吉伸様

復旧補助金交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名又は名称

印

平成 年度において、復旧補助金を受領したいので、補助金等
円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添
えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当す
ることが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の
規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立て
を行いません。

関係書類

- 1 復旧補助金交付申請調書（別記第2号様式）
- 2 役員名簿

復旧補助金交付申請調書

1 交付申請額

2 復旧工場等

（1）所在地

（2）名 称

（3）事業の内容

（4）敷地面積

（5）建築面積

（6）投下固定資産額等

（7）復旧年月日

（8）雇用状況

全従業者 人（正社員 人、非正社員 人）

3 交付申請額の算出方法

4 添付書類

(1) 復旧費用の証明（領収書及び契約書等の写しを添付すること。）

種 目	内 容	数 量	金 額	備 考
建 物 償却資産等 (機械及び装置)				
合 計				

- (2) 建物及び設備の位置図
- (3) 投下固定資産など事業再開が確認できる写真
- (4) 役員名簿
- (5) 直近1年間の財務諸表（決算報告書）
- (6) 定款
- (7) 法人登記事項証明書
- (8) その他知事が必要と認める書類